

静情審第30号  
令和6年3月25日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会長 下田明宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年10月14日付け富健衛第8号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

特定市における犬の多頭飼育崩壊事案報告に関する文書の部分開示決定に対する  
審査請求（諮問第243号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

別記 1 に掲げる公文書開示請求に対し、静岡県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 3 月 10 日付け富士健衛第 10 号で行った公文書部分開示決定処分は、妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和 4 年 1 月 24 日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、別記 1 に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月 26 日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和 4 年 2 月 7 日、実施機関は、開示請求に係る公文書の内容が複雑であり、開示可否の判断に相当の日数を要すること及び新型コロナウイルス感染症に係る緊急かつ増大した業務の処理のため速やかな事務処理が困難であることから、開示決定等期間延長決定を行った。
- (3) 令和 4 年 3 月 10 日、実施機関は、本件開示請求に対し、別記 2 に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 令和 4 年 3 月 27 日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同月 30 日、実施機関は、これを受け付けた。
- (5) 令和 4 年 5 月 23 日、実施機関は、本件審査請求について、形式上の不備があることから、審査請求人に対し補正命令を行った。同年 6 月 19 日、審査請求人は補正書を送付し、同月 21 日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件対象公文書は請求に係る公文書ではないため、請求に係る公文書の全部を開示するよう求めるといふものであり、審査請求人が審査請求書及び補正書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示した文書は 1 枚のみであり、また審査請求人の求めた文書ではない。
- (2) 新聞等の報道等で犬の頭数は 109 頭と分かる。令和 3 年 4 月、5 月に保健所が譲渡した 92 頭の文書（記録）が残っているのだから、残る 17 頭分の文書（記録）が当然あるはずである。
- (3) 部分開示された文書の中に、「1 頭動物病院へ搬送後死亡」とあるから、1 頭分を除く 16 頭分の文書（記録）を求めている。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象公文書について、最も端的に審査請求人が求める内容が記載されていたため、開示の対象とした。
- (2) しかしながら、本件対象公文書には警察の捜査時の状況及び捜査協力者に関する情報が記載されており、一部の犬の保護情報が含まれている。これらを開示した場合、今後の円滑な情報共有が妨げられること、任意の協力が得られなくなること等により、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、部分開示決定処分とした。
- (3) 保健所が保護した93頭（死亡した1頭を含む。）以外の16頭の保護については、警察の強制捜査中に行われたものであるが、保健所が犬の保護に介入する前の出来事であったため、保健所は関与しておらず、記録等は作成していない。よって審査請求書で求められた文書は存在しない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件審査請求について

ア 実施機関は、特定市における犬の多頭飼育崩壊事案において、警察立会いの下、犬93頭を保護している。審査請求人は、実施機関が保護した93頭のうち、動物愛護ボランティアに譲渡した92頭分の譲り受けに関する誓約書の写しを事前に入手している。多頭飼育崩壊事案発生後の新聞記事等で、多頭飼育されていた犬の頭数は全体で109頭であったことが報じられているところ、本件開示請求は、109頭と92頭の差である、17頭分の犬の行方を示す公文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求に対し、実施機関は本件対象公文書を特定し、その一部が条例第7条第6号に該当するとして本件決定を行った。審査請求人は、本件決定を受け、本件対象公文書は請求した公文書ではないと主張し、17頭分のうち1頭分の記載しか認められないことから、残る16頭について、対象公文書の追加の特定及び開示を求め、本件審査請求を提起した。

ウ これに対して、実施機関は、本件対象公文書の特定は妥当であると主張している。

非開示とされた部分の開示については争いが無いことから、以下、本件対象公文書の特定の妥当性及び本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張の妥当性について検討する。

### (2) 公文書特定の妥当性について

ア 本件対象公文書の開示部分には、実施機関が93頭を保護した後、3団体へ92頭譲渡し、1頭は病院へ搬送後死亡した旨の記載がある。病院へ搬送後死亡した1頭分の記載は、請求されている17頭に含まれる1頭分であることから、本件対象公文書は、少なくとも請求に係る公文書の一部であると認められる。

イ 本件審査請求においては争われていないが、実施機関は、本件決定において非開示とした部分には、一部の犬の移動情報が含まれていると説明しており、非開示部分に16頭の一部又は全部の移動情報が記載されていると推測されることから、当審査会において当該公文書を見分したところ、非開示部分には残る16頭分全ての移動情報が記載されていた。

ウ 本件対象公文書には、16 頭分については非開示とされているものの、審査請求人が求めている 17 頭分全ての行方を示す情報が記載されていることから、実施機関が本件対象公文書を別記 2 のとおり特定したことは妥当である。

エ 実施機関は警察の強制捜査に立ち会っていたことから、該当する公文書を作成又は取得した可能性が考えられるため、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は強制捜査の協力として立ち会っていたのみで、16 頭の犬の移動には介入しておらず、16 頭分の行方を示す文書は作成又は取得していないとの説明があった。

実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、本件対象公文書以外に対象公文書が存在しないとする実施機関の主張は妥当と認められる。

(3) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 開示請求の内容

令和3年4、5月に、(富士市で発生した愛護動物の虐待事件に係る犬)として「多頭飼育に係る誓約書」により富士保健所が譲渡した92頭分を除く、残り17頭分の行方を示す文書

別記2 本件対象公文書

<知事報告>富士市における犬の多頭飼育崩壊事案報告(第2報)

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
令和4年10月14日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
令和6年1月23日	審議	第374回
令和6年2月28日	審議	第375回
令和6年3月22日	審議、答申	第376回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
加 藤 裕 治	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第374回～第376回
鎌 塚 優 子	静岡大学教育学部 教授	第374回～第376回
久保田 誠 実	弁護士	第374回～第376回
下 田 明 宏	静岡産業大学経営学部 特任教授	第374回～第376回
武 田 恵 子	看護師、静岡県看護協会監事	第375回～第376回
森 下 文 雄	弁護士	第374回～第376回